

公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、公益社団法人八幡浜市シルバー人材センター定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共同の實りをあげようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱を受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受け、センターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日及び配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書（訪問介護にあつてはサービス確認票及び訪問介護日誌、軽度生活支援にあつては家事援助サービス事業記録簿をいう。）を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締結期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康及び能力に応じた就業及び安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康及び能力に応じた仕事を提

供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意することとする。

- (1) センターから提出された仕事について誠実に履行するよう努力すること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生上の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならないこと。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、第2章の就業に関する規定に加え、次の点に留意することとする。

- (1) 就業会員は、その中からリーダー（世話人・班長）を互選する。リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携、発注者との打合せ等につき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い、協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、若しくは身体の健康状態が異常となる等又は第9条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団

体傷害保険」の約款の定めるところにより、保障されるものとする。

- 2 傷患者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこととする。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款における免責金額の額とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による賠償責任又は自動車の所有、使用及び管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 福利厚生

(福利厚生)

第10条 センターは、会員の健康及び福利並びにその生活感の充実のため、レクレーションその他の活動に対する福祉的措置を行うものとする。

第7章 雑則

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成23年5月2日から施行する。

